

## PCB 廃棄物早期処理推進 WG での議論に当たって

石油連盟 田和健次

PCB 廃棄物早期処理推進 WG での議論に当たり、以下の点についてご考慮下さいますようお願いいたします。

### 1. 高濃度 PCB 処理について

- 7月末の検討会において、使用中の PCB 機器に関して計画的処理完了期限の2～3年前に機器の使用を廃止するような計画的処理完了期限を設定するというご意見があったが、事業者によっては事業所内の PCB 使用機器の状況を把握し、計画的処理完了期限を考慮して操業への影響を極力低くするように計画的に取り換え、廃棄、処理のスケジュールを立てているところもある。  
この事業所に対して一律2～3年の前倒しを求めることは操業停止を求めることにもつながるため、計画的に PCB 処理を進めようとしている事業者に対して強制的に使用停止を求めることは避けて頂きたい。
- また、処理料金に関して JESCO から北九州事業地区の PCB 保管業者に対して平成29年4月1日以降の処理契約から料金を値上げする旨の通知が出されているが、PCB 処理基本計画では、「計画的な処理委託を行おうとする保管事業者の状況に配慮しつつ、意図的に処理委託を行わない者に対しては、処理料金が上がることを早期に告知する等により、計画的な処理委託を促進することを検討するものとする。」とされており、上記の計画的処理を行おうとしている事業者は対象外とするべきである。

### 2. 低濃度 PCB 処理について

- 低濃度 PCB については、種々検討課題はあるが処理対象物の種類に応じた処理方法の多様化など、処理体制の整備・充実を図って頂きたい。